

## 川口市環境衛生補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、環境衛生活動の円滑化と向上に資することを目的として、町会・自治会が第三者を介することなく自ら環境衛生活動を行うために要した経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象となるものは、環境衛生の維持増進のために、町会・自治会が購入した機械器具等とし、これらの種類及び範囲は別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合についてはこの限りではない。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、税込み購入価格の4割以内とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1品あたり2万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合については、この限りではない。

3 市長は、補助金の申請状況等により必要があると認めるときは、同一年度における1町会・自治会当たりの補助金の交付の限度額を定めることができる。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町会・自治会は、様式第1号の申請書に物品を購入した店舗が発行した領収書、明細書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をし、様式第2号の通知書により申請者に通知をした上で、補助金を交付するものとする。

### (補助金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け

た者があるときは、その者に対し当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、昭和51年9月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から一部改正する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

ただし、平成13年度に限り従前の規定も適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別 表【要綱第2条の補助対象となる物品の種類と範囲】

##### 1 用排水、道路側溝の清掃に要する器機材

- (1) 土砂、汚泥処理用具
- (2) 用排水、側溝清掃用具、草刈用具

##### 2 浸水時排水用器機材等

- (1) 小型水中ポンプ
- (2) 小型水中ポンプの燃料、修理等

##### 3 その他環境衛生活動に必要な機材等

被服（長グツ、帽子、腕章、ゴム手袋等で町会・自治会備え付けのものに限る。）